
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 409 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 409 回企業会計基準委員会（2019 年 5 月 28 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応案について

質問 2（適用範囲に関する質問）

2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引における見積残存価額部分を控除したリース債権の時価算定について本会計基準に沿った算定が可能であるかを評価する必要がある点や、今後のリース会計基準の見直しの中で仮にオペレーティングリースがオンバランスされることになった場合には開示対象が広がる可能性がある点、及び IFRS 第 13 号では対象外になっている点を踏まえると、リース会計基準の見直しのプロジェクトで検討することが良いのではないか。

質問 5（時価の算定方法に関する質問）

3. 第三者から入手した相場価格の利用の手続の例示に関して、何らかの手続きを必ず行わなくてはいけないかのように読めるため、特に手続を行わない場合の例示を示すことも検討してはどうか。

質問 6（その他の取扱い）

4. 第三者から入手した相場価格の取扱いに関する例外措置について、金融機関においても検証を省略することでコストを削減できるメリットがあるため、金融機関にも例外措置を適用できるのではないか。
5. 要求払預金の時価算定について、コメント対応案には「要求払預金は支払が要求される可能性のある最も早い日から当該要求払いの額を割り引いた金額以上となるように算定する（時価算定適用指針第 46 項）としており算定日における要求払金

額を時価とすることが否定されている訳ではない」とあるが、預金金利よりも市場金利が低くなる場合には、割り引いた金額が要求払いの金額より高い金額となってしまうため時価を要求払金額を時価とすることができないのではないか。市場金利が預金金利を大きく下回らない場合には近似的に要求払金額を時価とすることができる規定を追加することが必要ではないか。

質問7（市場価格のない株式等の取扱い）

6. 一定期間取引されていない上場株式についてその取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断した場合には時価算定会計基準第13項の定めに従うことになるが、同第13項は通常の市場における活動に比して著しく低下した場合の取扱いであるため、通常の状態から取引されていない株式については同第13項の対象外になることも考えられるため、必ず第13項の定めに従うことになるわけではないのではないか。
7. コメント対応案の中で、「明白である」といった表現が用いられている部分があるが、明白であることのみ記載では説明になっていないのではないか。
8. 市場価格のない株式等の範囲及び取得原価で評価すべきかどうかに関しては金融商品会計基準の見直しの議論であり、本会計基準において検討すべき論点ではないと考えられるため、当面は時価を把握することが極めて困難な場合の現行の会計処理を認めるべきである。また、別紙2に記載されている整理の内容は理解できるが、会計基準が複雑であるため、どこを読めばこの整理に繋がるのか理解が困難である。
9. 別紙2では時価を把握することが極めて困難な金融商品の現行の開示例が示されているが、時価を把握することが極めて困難な金融商品の取扱いを無くした場合には、これらの時価算定が求められることになり、実務への影響が大きいと考えられる。時価算定の対象が広がることについて、市場関係者が受け入れられるかどうか検討し、コンセンサスを取るべきである。
10. 別紙2では時価を把握することが極めて困難な金融商品に関する現行の開示例が示されているが、実務で様々な運用が行われている部分であり、企業によって状況が異なるためかえって混乱するのではないか。

質問9（適用時期及び経過措置に関する質問）

11. 適用時期を基準完成から2年以上先とすべきとのコメントや、適用に関するコストを引き下げることに役立つことを踏まえて、もう1年適用時期を延ばすことを検討

してはどうか。

質問 10（設例に関する質問）

12. 設例 5 について、「売却が特定の期間にわたって法的に制限されている有価証券」と「制限のない有価証券」は、発行者が同じであったとしても有価証券の特性が異なり別の有価証券であるため、設例のように「制限のない有価証券」の時価をベースに「売却が特定の期間にわたって法的に制限されている有価証券」の評価を行うことは適切ではないのではないか。

以 上